

## 愛知県環境影響評価審査会北名古屋ごみ焼却工場部会 会議録

- 1 日時 平成25年11月29日（金）午前10時から午前11時まで
- 2 場所 愛知県自治センター 4階 大会議室
- 3 議事
  - (1) 名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価準備書について
  - (2) その他
- 4 出席者  
委員7名、説明のために出席した職員12名、都市計画決定権者及び事業者7名
- 5 傍聴人 4名
- 6 会議内容
  - (1) 開会
  - (2) 議事
    - ア 名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価準備書について
      - ・ 議事録の署名について、吉久部会長が生田委員と廣島委員を指名した。
      - ・ 資料1から3までについて、事務局から説明があった。

### <質疑応答>

- 【谷脇委員】資料1の番号2の指摘については、公害苦情の内容によっては、工事用運搬車両や廃棄物運搬車両の増加が騒音苦情の増加要因となる可能性などが考えられたが、要因は別にあることがわかった。
- 【吉久部会長】資料2の名古屋市長意見の2（3）イに「類似施設の低周波音調査結果においては卓越した周波数が認められる」とあるが、具体的に何 Hz の周波数か。
- 【事務局】準備書464ページの表7.2.2-7に類似施設の低周波音調査結果が記載されており、地点4において70dBの音圧レベルを示す63Hzが卓越しているとしている。
- 【吉久部会長】63Hzは超低周波音ではなく、耳に聞こえる周波数の低周波音である。
- 【成瀬委員】この事業の特徴は解体工事が対象となっていることである。資料3の部会報告案において、1（6）及び2（1）では解体工事が明記されているが、3（1）及び6では総括的に工事とされている。3（1）は解体工事を強調する必要がないのであればそれでもよいが、6は解体工事で多量の廃棄物が発生することから、解体工事と建設工事を並記すべきでないか。また、3（2）についても、1（6）と同様に解体工事を明記するべきではないか。

【事務局】資料3の1(6)については、既設のごみ処理施設の解体撤去工事における事項であるため「解体撤去工事」とし、また、2(1)については、資料2の名古屋市長意見の1(2)イの解体工事における作業音の低減に係る事項も含めての意見としているため、解体工事を強調するために「解体工事及び建設工事」とした。

一方、3(1)の濁水等や6の廃棄物等は、解体工事及び建設工事の両方で発生するものであり、それぞれを強調する必要はないとして「工事」とした。3(2)については、確認された土壤汚染そのものの対策及びそれを踏まえた予測等に関する意見であるため、特に「工事」とは記載していない。

【成瀬委員】6の廃棄物等については、解体工事において、ダイオキシン類も含めて多様な廃棄物が多量に発生するため、「解体工事及び建設工事」とした方がよいのではないか。

【吉久部会長】準備書672ページの廃棄物等の予測結果は、建設工事及び解体工事に分類して示されている。また、3(1)についても、建設工事はもちろん、解体工事においても濁水の影響が考えられるのであれば、「解体工事及び建設工事」とするべきではないか。

【事務局】ご意見を踏まえ、資料3の3(1)及び6における「工事中」を「解体工事及び建設工事中」と修正したい。

【生田委員】資料3の5の景観に関する事項で「建築物の形状、色彩等を決定する具体的な方策を示すこと」とあり、これは名古屋市長意見を踏まえての意見だと思うが、方策として具体的に何を指示するのか。

また、準備書では遠方からの景観シミュレーションが多用されているが、5の景観では、近距離での圧迫感を軽減するように建築物周縁部への植栽について言及しており、また、4の動物、植物、生態系の項でも緑地について触れていることから、植栽にも力点をおいて、その決定に当たっての具体的な方策を示させるような意見にするとよい。

【事務局】景観については、名古屋市長意見を踏まえて記載しており、建築物、形状等の決定の具体的な方策として、事業者は、新たなごみ処理施設を建設する整備事業者を選定するに当たって、有識者の審議委員会で、景観を含めて、技術面、環境面、経済面などを総合的に評価し、決定していくこととしている。また、景観の前半部分の周縁部における高木の植栽については、名古屋市長意見では、南側のmozoワンダーシティからの景観シミュレーションの結果を考慮しての意見である。ご意見を踏まえ、部会報告案の「建築物の形状、色彩等を決定する具体的な方策を示すこと」を「建築物の形状、色彩、植栽等を決定する具体的な方策を示すこと」に修正したい。

【吉久部会長】具体的な方策として、特に景観に関する検討委員会等は設けないということか。処理方式を選定する際の委員会では専門が異なるのではないか。

【事業者】様々な視点からの総合的な評価により施設の整備事業者を決定する総合評価一般競争入札という方法があり、そこで技術的、経済的評価等をしていく中で、景観についてご意見をいただくことになれば、そういった点にも配慮しながら適切に評価を進めていきたい。

【吉久部会長】他に意見がなければ、事務局から修正箇所の確認をお願いしたい。

【事務局】資料3の部会報告案の3（1）について「工事中」を「解体工事及び建設工事中」と、5について「建築物の形状、色彩等を決定する」を「建築物の形状、色彩、植栽等を決定する」と、6について「工事中及び」を「解体工事及び建設工事中並びに」と修正する。

【吉久部会長】ただいま事務局から説明のあったとおり修正したものを部会報告としてよろしいか。

（委員から意見等はなし）

- ・ 資料3について、事務局から説明のあった箇所の修正を行った上で部会報告とすることです了承された。

イ その他

- ・ 特になし。

（3）閉会